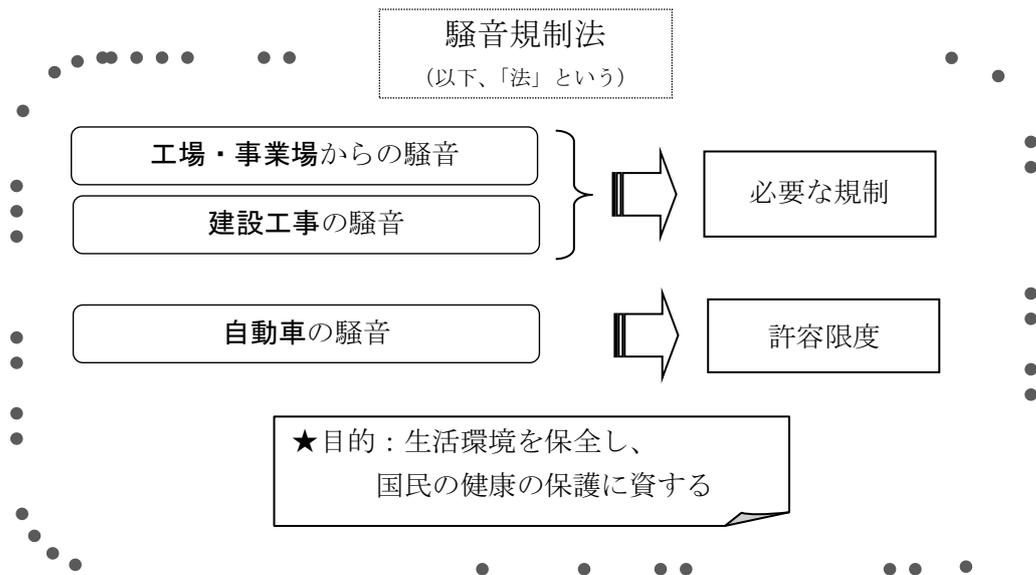


第1章 騒音

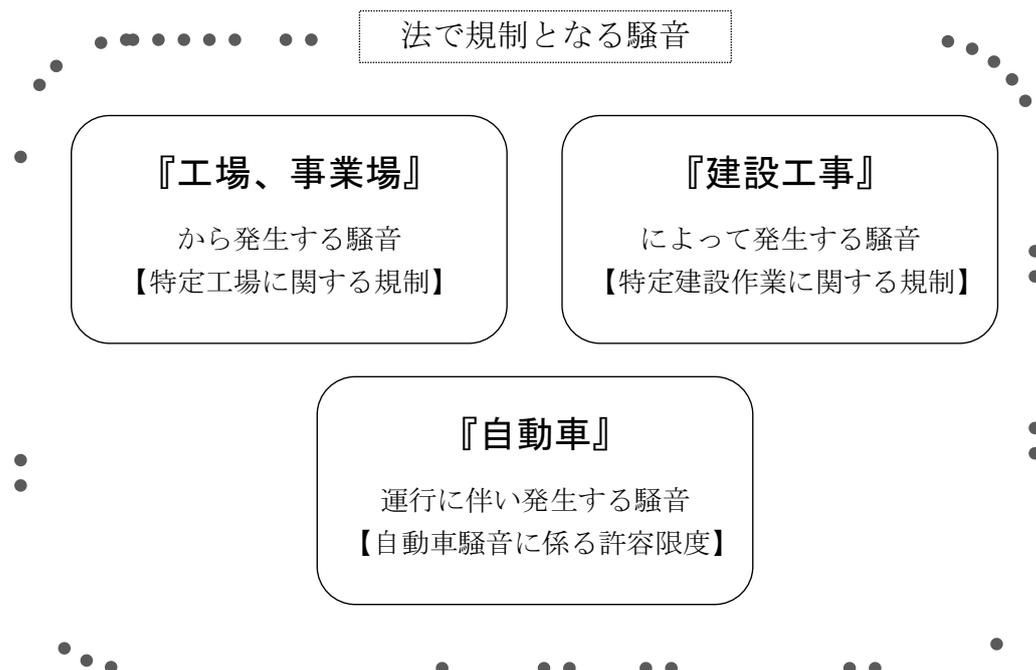
第1章 騒音

第1節 騒音規制法

1 目的 [法第1条]



2 規制の対象となる騒音 [法第2条]

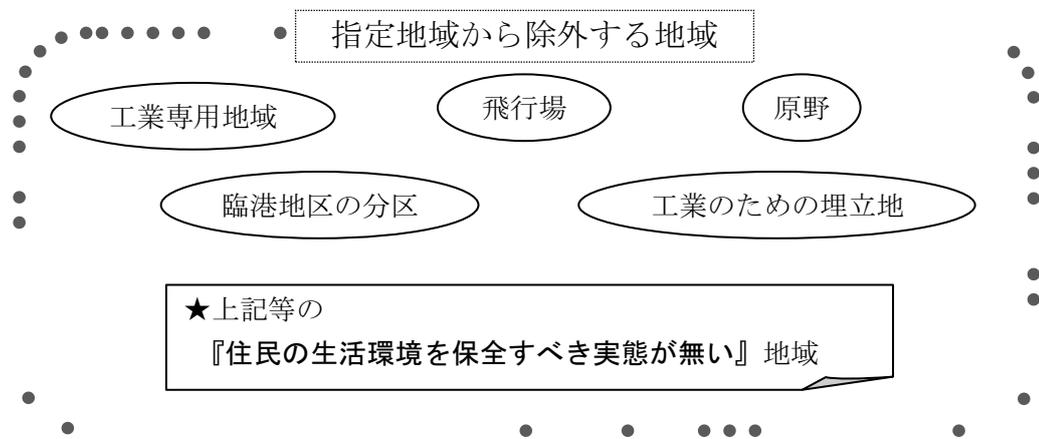


3 地域の指定

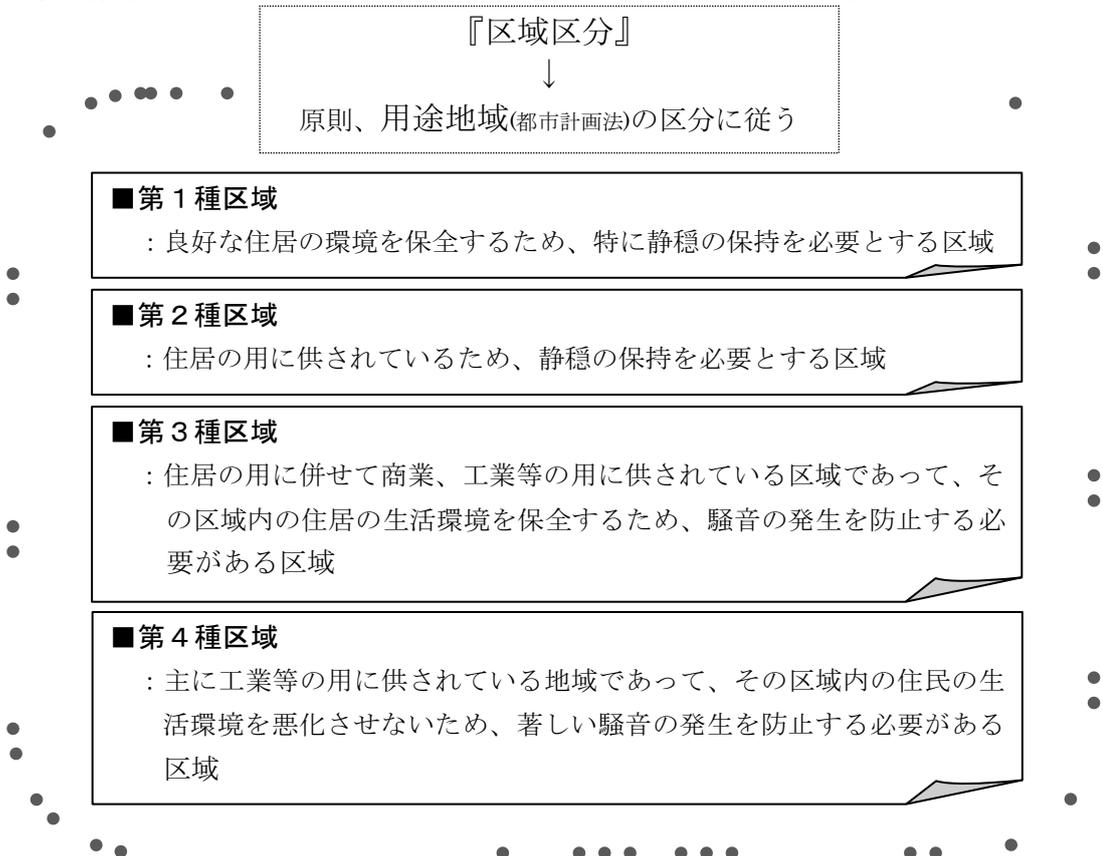
- 市の区域内の地域 → 市長が指定する。
- 町村の区域内の地域 → 知事が町村長の意見を聴いて指定する。
(※鹿追町には、指定の権限が移譲されています。)

(1) 地域指定の基本的考え方 [法第3条、昭和44年1月30日厚生省環第30号「騒音規制法の施行について」]

- 指定する地域
 - ・住居が集合する地域
 - ・病院、学校等の静穏の保持を必要とする施設の周辺地域
- 振動規制法との整合を図ること



(2) 区域区分 [S46.9.20 環大特6号「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」]



【3 地域の指定】

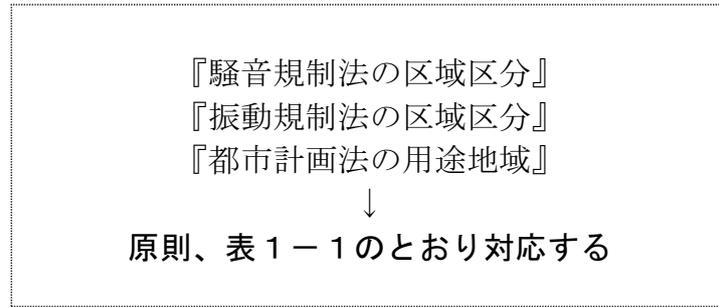


表 1 - 1 騒音・振動の区域区分と都市計画の用途地域

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域（*注 1） 第 2 種中高層住居専用地域（*注 1） （*中高層住宅が一団地として、建設されている地区）
第 2 種区域		第 1 種中高層住居専用地域（*注 2） 第 2 種中高層住居専用地域（*注 2） 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域		工業地域

*注 1：第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一団地として、建設されている地区

*注 2：第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、上記以外の区域

★指定地域の区域区分図は、市の区域については関係市の公害担当課に、町村の区域については北海道環境生活部環境局環境政策課、関係振興局環境生活課、関係町村公害担当課に備え付けて縦覧に供しています。

また、北海道のホームページの「騒音・振動・悪臭に係る規制地域図データシステム」で閲覧できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/souon-shindou-Top.htm>

【3 地域の指定】

(3) 指定地域

道内で指定地域のある市町は表1-2のとおりです。

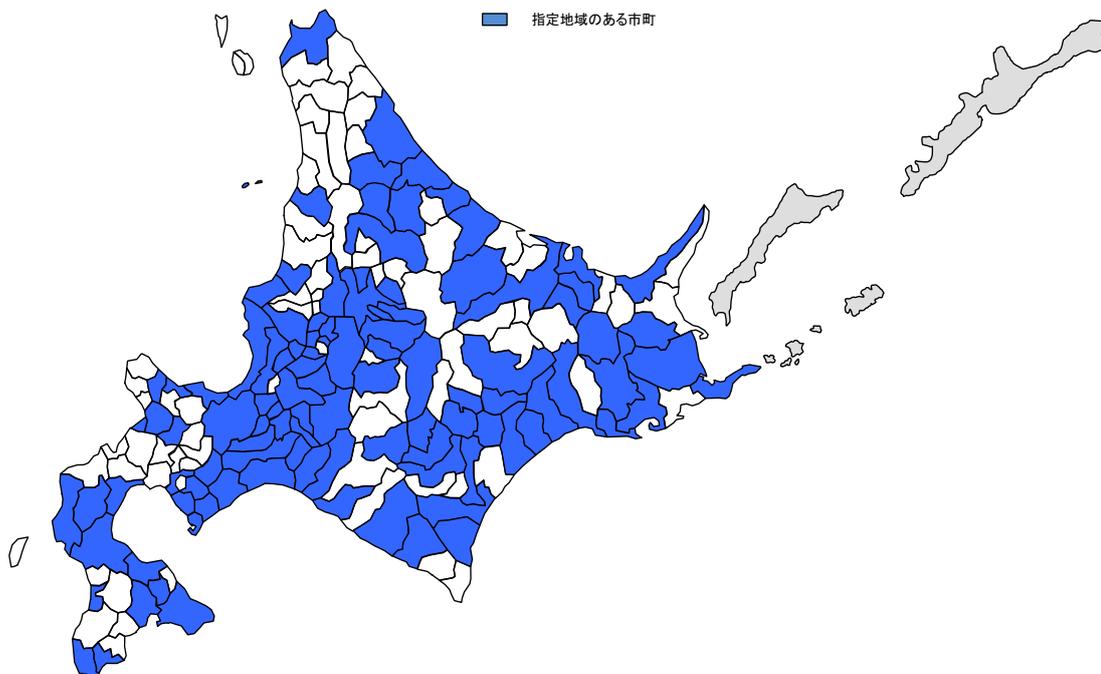
表1-2 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域のある市町

[昭和63年3月10日北海道告示第315号]ほか

(平成30年2月末現在)

振興局	指定市町	指定数
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町
渡島	函館市、北斗市、七飯町、森町、八雲町、松前町、福島町、長万部町	2市 6町
檜山	江差町、今金町、せたな町	3町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、余市町、古平町	1市 5町
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、栗山町、奈井江町、由仁町、新十津川町、長沼町、浦臼町、月形町、南幌町	10市 8町
上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、美瑛町、上富良野町、鷹栖町、東神楽町、東川町、当麻町、下川町、美深町	4市 8町
留萌	留萌市、羽幌町、増毛町	1市 2町
宗谷	稚内市、枝幸町	1市 1町
十勝	網走市、北見市、紋別市、美幌町、遠軽町、大空町、斜里町、興部町、雄武町	3市 6町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	4市 6町
日高	新ひだか町、浦河町、日高町	3町
十勝	帯広市、音更町、士幌町、芽室町、幕別町、本別町、清水町、池田町、足寄町、新得町、広尾町、大樹町、浦幌町	1市 12町
釧路	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町	1市 5町
根室	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
合計		35市 68町

図 1 - 1 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域のある市町



4 特定工場等に関する規制

(1) 規制の対象となる工場、事業場 [法第2条]

指定地域内に次の特定施設を設置している工場及び事業場又は設置しようとしている工場及び事業場（以下これを「特定工場等」といいます。）が**規制の対象**になります。

■特定施設 [法施行令別表第1]

1 金属加工機械

- イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
- ロ 製管機械
- ハ ベンディングマシン（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
- ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。）
- ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
- ト 鍛造機
- チ ワイヤフォーマリングマシン
- リ ブラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）
- ヌ タンブラー
- ル 切断機（砥石を用いるものに限る。）

2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る。）
- ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）

7 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
- ハ 碎木機
- ニ 帯のご盤（製材用のものであつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものであつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
- ホ 丸のご盤（製材用のものであつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものであつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
- ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

【4 特定工場等に関する規制】

(2) 規制基準 [法第5条]

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該工場等から発生する騒音の大きさを、当該工場等の敷地の境界線において、表1-3の規制基準以下にしなければなりません。

表1-3 特定工場において発生する騒音の規制基準

※市の区域内の規制基準は市に確認してください。

[昭和46年11月29日北海道告示第3169号]

(単位：デシベル)

時間・区域の区分	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後7時～午後10時)	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
第1種区域	40	45	40
第2種区域	45	55	40
第3種区域	55	65	50
第4種区域	65	70	60

- 備考 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、昭和63年3月10日北海道告示第315号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域)により、指定された第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。
- 2 デシベルとは、計量法[平成4年法律第51号]別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 4 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

【4 特定工場等に関する規制】

(3) 届出

指定地域内に特定工場等を設置しようとする者、又は設置している者は、当該区域を行政区域の一部としている市町村長に下記の届出を行わなければなりません。

また、騒音の防止の方法等届出事項に変更がある場合も、同様です。

■表 1-4 届出の一覧

[法第 6~11 条]

届出名称	届出時期	様式番号
特定施設設置届出書	特定施設の設置の工事の開始の日の30日前まで	様式第1
特定施設使用届出書	当該地域が指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	様式第2
特定施設の種類ごとの数変更届出書	当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前	様式第3
騒音の防止の方法変更届出書	当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで	様式第4
氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	届出事項に変更があった日から30日以内	様式第6
特定施設使用全廃届出書	使用を廃止したときその日から30日以内	様式第7
承継届出書	承継があった日から30日以内	様式第8

■ア 特定施設設置届(様式1-第1(29ページ)) [法第6条、第30条、施行規則第3条、第4条、第7条]

指定地域内で工場又は事業場(特定施設が設置されていないものに限る。)に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事を始める30日前までに次の事項を市町村長に届け出なければなりません。

(ア) 届出事項

- a 氏名又は名称及び住所。法人にあつては、その代表者の氏名。
- b 工場又は事業場の名称及び所在地
- c 特定施設の種類ごとの数、型式及び公称能力
- d 騒音の防止の方法
- e 工場又は事業場の事業内容
- f 常時使用する従業員数
- g 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

(イ) 提出書類

届出の際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

(ウ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書(様式1-第5(33ページ))を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり虚偽の届出をした場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

【4 特定工場等に関する規制】

■イ 特定施設使用届（様式1-第2（30ページ））〔法第7条、第31条、施行規則第3条、第5条、第7条〕

一の地域が指定地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含みます。）又は一の施設が特定施設となった際現に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限り。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から**30日以内**に、次の事項を市町村長に届け出なければなりません。

(ア) 届出事項

- a 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- b 工場又は事業場の名称及び所在地
- c 特定施設の種類ごとの数、型式及び公称能力
- d 騒音の防止の方法
- e 工場又は事業場の事業内容
- f 常時使用する従業員数
- g 特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

(イ) 提出書類

届出の際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

(ウ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書（様式1-第5（33ページ））を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり虚偽の届出をした場合は、3万円以下の罰金に処せられることがあります。

■ウ 特定施設の種類ごとの数変更届（様式1-第3（31ページ））

〔法第8条、第31条、施行規則第3条、第6条、第7条〕

ア又はイの届出をした者は、特定施設の種類ごとの数を変更しようとするときは、変更工事を始める日の**30日前まで**に市町村長に届け出なければなりません。

ただし、次の場合には届出の必要はありません。

- ① 特定施設の種類ごとの数を**減少**する場合
- ② 特定施設の種類ごとの数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の**2倍以内の数に増加**する場合

★具体的な例

- 最初の届出 5台
- 第1次増設 5台（計10台）→届出を要しない。
- 第2次増設 1台（計11台）→最初の5台に比べ2倍を超える数となるので届出を要する
- 第3次増設 10台（計21台）→届出を要しない。
- 第4次増設 2台（計23台）→直近の届出（第2次増設）に比べて2倍を超える数となるので届出を要する。

【4 特定工場等に関する規制】

(7) 提出書類

届出の際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

(イ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書（様式1－第5（33ページ））を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3万円以下の罰金に処せられることがあります。

■エ 騒音の防止の方法変更届（様式1－第4（32ページ））[法第8条、第31条、施行規則第3条、第6条、第7条]

ア又はイの届出をした者は、既に届け出ている騒音の防止の方法を変更しようとするときは、変更工事を始める日の**30日前まで**に市町村長に届け出なければなりません。

ただし、特定工場等から発生する騒音の増加を伴わない場合は届け出る必要はありません。

(7) 提出書類

届出の際、特定施設の配置図及び特定工場等が明確にされた附近の見取り図を添付して下さい。

(イ) その他

- a 届出書を受理したときは、市町村長は受理書（様式1－第5（33ページ））を当該届出をした者に交付します。
- b 届出をしなかったり虚偽の届出をした場合は、3万円以下の罰金に処せられることがあります。

■オ 氏名（名称、住所、所在地）変更届（様式1－第6（34ページ））[法第10条、第33条、施行規則第3条、第8条]

ア又はイの届出をしている者は、次のとき、その日から**30日以内**に市町村長に届け出なければなりません。

(7) 届出を要するとき

- a 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。
なお、氏名又は名称の変更には、相続、合併等により届出をした者の地位に変更がある場合は含まれません。
- b 工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。
なお、工場又は事業場の所在地の変更とは、当該特定工場等の住居表示の変更を指すものであり、工場等の移転により所在地が変更するときは、特定工場等の廃止、新設としてそれぞれ必要な届出をしなければなりません。

(イ) 提出書類

届出は、様式1－第6（34ページ）により行って下さい。

(ウ) その他

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、1万円以下の過料に処せられることがあります。

【4 特定工場等に関する規制】

■カ 特定使用施設全廃届（様式1－第7（35ページ））〔法第10条、第33条、施行規則第3条、第8条〕

ア又はイの届出をした者は、特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から**30日以内**に市町村長に届出なければなりません。

使用の廃止とは、当該施設の使用をその後永久に停止する場合又は除去する場合であって、更新は含まれません。

(7) 提出書類

届出は、様式1－第7（35ページ）により行って下さい。

(イ) その他

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、1万円以下の過料に処せられることがあります。

■キ 承継届（様式1－第8（36ページ））〔法第11条、第33条、施行規則第3条、第9条〕

ア又はイの届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けした者は、当該届出をした者の地位を承継します。

また、ア又はイの届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を継承します。

これらのことにより、ア又はイの届出をした者の地位を継承した者は、その承継があった日から**30日以内**に、その旨を市町村長に届け出なければなりません。

なお、承継者とは、次のような人をいい、承継した者が届け出ることとなっております。

また、分割によって特定工場等の帰属に変更がある場合には、それぞれの特定工場等について新たに特定施設設置届出をすることとなります。

(7) 承継者

a 特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者。

b 相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人。

なお、相続人が2人以上ある場合の当該特定工場に係る規制は、相続人が共同して負うこととなります。

(イ) 提出書類

届出は、様式1－第8（36ページ）により行って下さい。

(イ) その他

届出をしなかったり虚偽の届出をした場合は、1万円以下の過料に処せられることがあります。

【4 特定工場等に関する規制】

(4) 改善勧告及び改善命令

[法第9条、第12条、第29条、昭和44年1月30日厚生省環第30号「騒音規制法の施行について」]

市町村長は、特定工場等から発生する騒音が規制基準を超えるため、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令をすることができます。

ア 計画変更勧告

市町村長は、特定施設設置届、特定施設の種類ごとの数の変更届、騒音の防止の方法の変更届を審査して、その施設の設置又は変更に伴って、特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。

なお、勧告の内容としては、工場移転は予定していません。

また、この勧告には強制力はありませんが、勧告に従わないで特定施設を設置している場合は、法第12条第2項の規定により改善を命ずることができます。

イ 改善勧告

市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、それぞれの内容に則した期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができます。

なお、勧告の内容として、工場移転または操業停止は予定していませんが使用停止は考えられます。

ウ 改善命令

市町村長は、アの勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は勧告の一部にしか従わずに特定施設を設置しているとき若しくはイの勧告を受けた者がその勧告に従わないときには、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができます。

なお、この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられることがあります。

エ 猶予期間

法第7条第1項の規定に基づく特定施設使用届をした者（一の施設が特定施設となった際に現にその施設を設置していた者）の特定工場等については、次の理由により指定地域となった日から3年間は、改善勧告及び改善命令の適用について猶予されます。

(7) 騒音の防止の方法が必ずしも容易ではなく、建屋の構造を変更するため建て替えを必要とするなど相当の費用と期間を必要とする場合が多いこと。

(4) 特定工場等の事業者には小規模なものが圧倒的に多いが、これらの小規模の事業者が過重な負担を負うこととならない範囲で、その実効をあげるように考慮する必要があること。

(5) 小規模の事業者に対する配慮

[法第13条、昭和44年1月30日厚生省環第30号「騒音規制法の施行について」]

市町村長は、小規模の事業者に対する計画変更勧告又は改善勧告若しくは改善命令の規定の適用に当たっては、当該事業者の資力、経営内容等を勘案してその者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないよう、次の点について配慮しなければなりません。

なお、法でいう小規模の事業者とは、おおむね常時使用する従業者の数が、10人以下の事業者を目安としております。

ア 勧告、命令を実施させる場合の期限については、通常の間よりその延長を認めること。

イ 勧告、命令の内容である騒音防止のための措置を段階的に実施させること等。

(6) 電気工作物等に係る取扱い [法第21条]

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する省令で定める施設、に該当する特定施設は、騒音規制法第6条から第11条までの規定並びに第12条第2項及び第13条（第9条に係る部分に限る）は適用されません。

これらの特定施設については、電気事業法、ガス事業法もしくは鉱山保安法に基づく権限を有する国の行政機関の長から市町村長へ、騒音規制法の届出事項に該当する事項を通知することとされています。

5 特定建設作業に関する規制

(1) 規制の対象となる作業

指定地域内で行われる次の建設作業（以下これを「特定建設作業」といいます。）です。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

表1-5 特定建設作業

[法施行令別表第2]

番号	対象となる作業	除くもの
1	①くい打機 ②くい抜機 ③くい打くい抜機 } を、使用する作業	①もんけん ②、③圧入式くい打くい抜機 ①、②、③くい打機をアースオーガーと併用する作業
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業（*注1）	
4	空気圧縮機を使用する作業 （電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）	さく岩機の動力として使用する作業
5	コンクリートプラントを設けて行う作業 （混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。） アスファルトプラントを設けて行う作業 （混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業（*注2） （原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）	
7	トラクターショベルを使用する作業（*注2） （原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）	
8	ブルドーザーを使用する作業（*注2） （原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）	

注1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

【5 特定建設作業に関する規制】

(2) 規制基準

特定建設作業の騒音が、当該作業の場所の敷地境界線において、**85デシベル以下**でなければなりません（表1-6）。

(3) 特定建設作業実施届（様式1-第9（37ページ））〔法第14条、第33条、施行規則第3条、第10条〕

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（元請人）は、その特定建設作業の開始の日の**7日前まで**に、次の事項を市町村長に届け出なければなりません。

なお、災害その他非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出なければなりません。

表1-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

[昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号]

特定建設作業					コンクリート プラント アスファルト プラント
地域の区分		くい打機 くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機
規制種別		くい打くい抜機			
基準値	①②	85デシベル			
作業時刻	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと			
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと			
※1日当たりの作業時間	①	10時間／日を超えないこと			
	②	14時間／日を超えないこと			
作業期間	①②	連続6日を超えないこと			
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと			

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

※地域の区分のうち、①は1号区域、②は2号区域を示す

[昭和46年11月29日北海道告示3170号]

●1号区域：

- 騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域
- 騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 - ・学校教育法に規定する学校
 - ・児童福祉法に規定する保育所
 - ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
 - ・図書館法に規定する図書館
 - ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

●2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

※市の区域については市に確認してください。

【5 特定建設作業に関する規制】

ア 届出事項

- (ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (イ) 建設工事の名称
- (ロ) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (ハ) 特定建設作業の種類
- (ニ) 特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様
- (ホ) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (ヘ) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- (ト) 騒音の防止の方法
- (チ) 建設工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (リ) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (ル) 下請負人が特定建設作業を実施する場合には、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、現場責任者の氏名及び連絡場所

イ 提出書類

- (ア) 届出は、様式1－第9（37ページ）により行って下さい。
- (イ) 特定建設作業の場所の附近の見取図
工事場所が一目でわかるように主要目標並びに附近の状況（住宅、学校、病院、畑等）を示す図面。
この場合、工事場所から周囲100メートルの区域内の主要な建物の位置、種類、構造を記入して工事場所からの距離を明示するとともに縮尺も記入して下さい。
- (ロ) 工事工程表
特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示したもので、特定建設作業の工程を明示したもの。

ウ その他

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、3万円以下の罰金に処せられることがあります。

【5 特定建設作業に関する規制】

(4) 改善勧告及び改善命令

[法第15条、第30条、昭和44年1月30日厚生省環第30号「騒音規制法の施行について」]

市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が、基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、その特定建設作業に係る建設工事の元請負人に対し、次のとおり改善勧告又は改善命令をすることができます。

ア 改善勧告

市町村長は、勧告を行うにあたっては、過剰な規制とならないように配慮しつつ、期限を定めて騒音の防止の方法（例えば、建設機械に消音装置の取り付け、遮音塀の設置等）を改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができます。

イ 改善命令

市町村長は、アの改善勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っている場合には、期限を定めて、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができます。

なお、この命令に違反した場合は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

ウ 公共性のある施設等に対する配慮

市町村長は、公共性のある学校、道路、病院などの施設または電気工作物や上下水道などの工作物の工事が遅れることによって、地域住民の生活に大きな損失を与えることもあるので、当該特定建設作業について改善勧告又は改善命令を行うにあたっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮することとされています。

(5) 低騒音型建設機械

[平成9年7月31日建設省告示第1536号「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」]

国土交通省では、建設工事の現場周辺的生活環境の保全等を目的として、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示1536号）に基づき、低騒音型建設機械の指定を平成9年から行っています。

平成29年12月現在、低騒音型建設機械は22機種6205型式となっています。
詳細については、下記をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

6 自動車騒音に係る許容限度等

■自動車騒音とは・・・[法第2条]

- ・普通自動車
 - ・小型自動車
 - ・軽自動車
 - ・原動機付自転車
- } これらの運行に伴い発生する騒音をいいます

■『許容限度』と『要請限度』

自動車騒音には下記のとおり『許容限度』と『要請限度』があります。

表1-7 自動車騒音の許容限度と要請限度

種別	日付・告示番号	趣旨
許容限度	昭和50年9月4日 環境庁告示第53号	●国土交通大臣 →この許容限度が確保されるよう配慮しなければならない (道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に関し必要な事項を定める場合)
要請限度	平成12年3月2日 総理府令第15号	●市町村長 →北海道公安委員会に対して必要な措置をとるよう要請することとされている (自動車騒音が「要請限度」を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき)

(1) 許容限度

環境大臣は、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を表1-8のとおり定めています。

自動車騒音の防止を図るため、国土交通大臣は道路運送車両法に基づく命令で、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項を定める場合には、この許容限度が確保されるよう配慮しなければならないことになっております。

【6 自動車騒音に係る許容限度等】

表 1-8 自動車騒音の大きさの許容限度 [昭和 50 年 9 月 4 日環境庁告示第 53 号]

◆別表第一 (道路運送車両法、同規則に基づく検査を受けようとするもの) (単位：デシベル)

自動車の種別			自動車騒音の大きさの許容限度		
			定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
・普通自動車 ・小型自動車 ・軽自動車 ＊いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。	技術的許容質量が 1.2 トンを超えるもの	最高出力が 250 キロワットを超えるもの	—	—	81
		最高出力が 150 キロワットを超え、250 キロワット以下のもの	—	—	79
		最高出力が 135 キロワット以下のもの	—	—	77
	技術的許容質量が 3.5 トンを超え、1.2 トン以下のもの	最高出力が 135 キロワットを越えるもの	—	—	76
		最高出力が 135 キロワット以下のもの	—	—	75
	技術的許容質量が 2.5 トンを超え、3.5 トン以下のもの	—	—	73	
技術的許容質量が 2.5 トン以下のもの	—	—	71		
(以下省略)					

※備考欄省略 (以下同様)

◆別表第二 (現に運行の用に供しているもの) (単位：デシベル)

自動車の種別		自動車騒音の大きさの許容限度	
		定常走行騒音	近接排気騒音
・普通自動車、小型自動車、軽自動車 ＊定員 10 人以下の乗用車 及び 二輪自動車を除く	車両総重量 3.5t 超 かつ 原動機の最高出力 150kW 超のもの	85	99
	車両総重量 3.5t 超、原動機の最高出力が 150kW 以下のもの	85	98
	車両総重量が 3.5 トン以下のもの	85	97
(以下省略)			

◆別表第三 (空気圧縮騒音) (単位：デシベル)

自動車の種別	自動車騒音の大きさの許容限度 空気圧縮騒音
・普通自動車、小型自動車、軽自動車 ＊技術的許容質量が 2800 キログラムを超え、空気圧力に対応する制動装置が装着されているもの	72
(以下省略)	

【6 自動車騒音に係る許容限度等】

◆別表第四 (タイヤ車外騒音)

(単位：デシベル)

自動車に装着するタイヤの種別		自動車騒音の大きさの許容限度 タイヤ車外騒音	
クラスC3タイヤ	ノーマルタイヤ	トラクションタイヤ	75
		トラクションタイヤ以外	73
	スノータイヤ	トラクションタイヤ	75
		トラクションタイヤ以外	73
	シビアスノータイヤ	トラクションタイヤ	76
		トラクションタイヤ以外	74
	特殊用途タイヤ	トラクションタイヤ	77
		トラクションタイヤ以外	75
(以下省略)			

【6 自動車騒音に係る許容限度等】

(2) 測定に基づく要請及び意見 [法第 17 条]

ア 要請

市町村長は、指定地域内における自動車騒音が表 1－9 の総理府令で定める限度（以下「要請限度」という。）を超えているところにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、北海道公安委員会に対し、道路交通法第 4 条（公安委員会の交通規則）、第 6 2 条（整備不良の運転の禁止）等の規定による措置をとるよう要請することとされています。

その際、その場所を管轄する警察署を経由して行って下さい。

なお、要請するに当たっては、関係振興局を経由し、北海道環境生活部環境局環境政策課と事前に協議して下さい。

表 1－9 自動車騒音の要請限度

（騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令）

[平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号]

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
・ A 区域及び B 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
・ A 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 以下	65 以下
・ B 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 ・ C 区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75 以下	70 以下

[平成 12 年 3 月 31 日北海道告示第 522 号]

* A 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

(第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る)

* B 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域 (A 区域を除く)

* C 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域 (両区域とも工業専用地域を除く)

※ 市の区域内については市に確認してください。

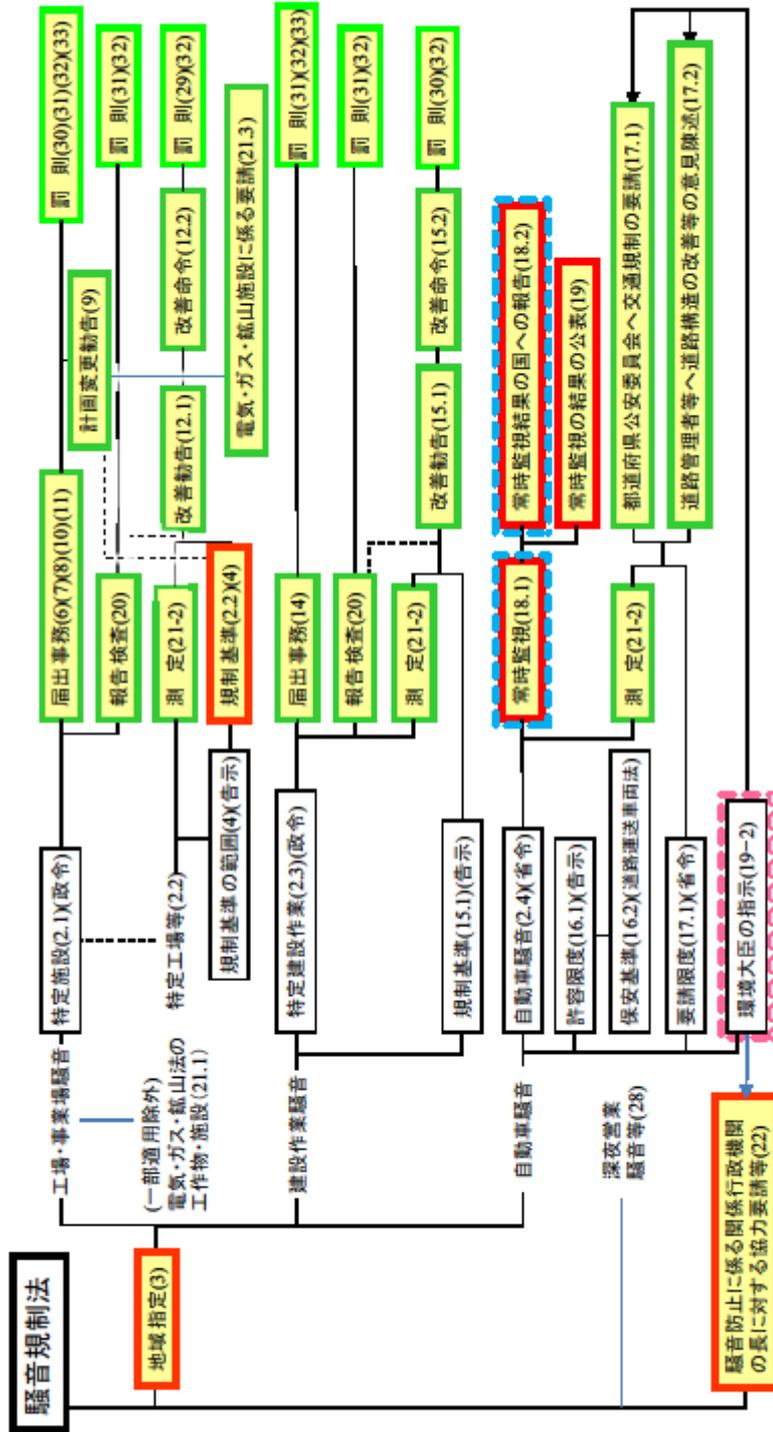
イ 意見

市町村長は、アによる要請をする場合を除くほか、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項（舗装の改良、道路構造の改良、遮音壁の設置等）について、道路管理者（国道は北海道開発局長、主要道道及び一般道道は北海道知事、市町村道は市町村長）に、また、営業用バスやトラックの騒音の低減については、自動車運送業の免許権限を有する北海道陸運局長に対して意見を述べるすることができます。

意見書を提出するに当たっては、必ずその写しを関係振興局を経由し、北海道環境生活部環境局環境政策課に送付して下さい。

7 騒音規制法の体系

騒音規制法の体系



(注) 1. 図にあげた項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)、町村による事務の処理(25)、条例との関係(27)等について定めてある。
 2. 図中の()内は条文。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。
 3. 図中の  は法定受託事務、 は国が関与する事務。

 : 国が行う事務
 : 都道府県、市が行う事務
 : 市町村が行う事務

出典：環境省HP

【環境基準とは】

第2節 騒音に係る環境基準

道は、国の定めた環境基準に基づき、この基準が適用されるべき地域類型の指定を表1-10のとおり行っております。

■『環境基準』とは・・・

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

[環境基本法 第16条第1項より]

表1-10 環境基準の制定等の状況

環境基準の区分	制定年月日	地域類型指定年月日
騒音に係る環境基準	平成10年 9月30日	平成11年 4月 1日
航空機騒音に係る環境基準	昭和48年12月27日	昭和50年 3月31日
新幹線鉄道騒音に係る環境基準	昭和50年 7月29日	平成19年 6月29日

【1 騒音に係る環境基準】

1 騒音に係る環境基準

表 1-11 騒音に係る環境基準

[平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号、平成 10 年 9 月 30 日環大企 257 号「騒音に係る環境基準の改正について」]

◆一般地域

(単位：デシベル)

地域の類型	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50以下	40以下
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

※各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内については、市長。）が指定する。

AA地域：未指定

A地域：騒音規制法に基づく第1種区域・第2種区域

（第2種区域にあつては、都市計画法による第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域に限る）

B地域：騒音規制法に基づく第2種区域（A地域を除く）

C地域：騒音規制法に基づく第3種区域・第4種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

※市の区域内については市に確認してください。

◆道路に面する地域

(単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C地域のうち、車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

*「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域で、表の地域の区分に掲げる地域に該当する地域のこと。

◆幹線交通を担う道路に近接する空間 (単位：デシベル)

時間の区分	
昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
70以下	65以下

*「幹線交通を担う道路」とは、下記の道路をいう。

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道
- ② ①の他、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項に定める自動車専用道路

*「幹線交通を担う道路に近接する空間」：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものをいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

*備考：環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

1 評価方法等

評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。

この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

2 騒音の評価手法

等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う。この場合、周波数補正回路はA特性を用いる。

5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避ける位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

2 航空機騒音に係る環境基準

表 1-12 航空機騒音に係る環境基準

[昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号]

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

備考 1 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

(1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。なお、 L_{AE} の求め方については、日本工業規格 Z8731 に従うものとする。

(2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定地点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

(3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定地点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

(4) 評価は、1 日ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、パワー平均を算出する。

表 1-13 航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域

[平成 7 年 6 月 30 日北海道告示第 1008 号]

飛行場及び空港	関係振興局	飛行場・空港の周辺対象市町村
千歳飛行場 新千歳空港	石 狩	千歳市、恵庭市、北広島市
	空 知	由仁町、岩見沢市（旧栗沢町）、栗山町、長沼町、南幌町
	胆 振	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町
札幌飛行場	石 狩	札幌市、石狩市
十勝飛行場 帯広空港	十 勝	帯広市、芽室町、幕別町、音更町、中札内村、更別村
旭川飛行場 旭川空港	上 川	旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、美瑛町
釧路空港	釧 路	釧路市（旧釧路市、旧阿寒町）、白糠町
函館空港	渡 島	函館市（旧函館市、旧戸井町）、北斗市（旧上磯町）
女満別空港	ホ-ツク	網走市、大空町（旧女満別町）、美幌町
稚内空港	宗 谷	稚内市

★環境基準のあてはめ地域図は、下記の場所で確認出来ます。

- ・ 北海道 環境生活部環境局環境政策課（道庁本庁舎 1 2 階、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目）
- ・ 関係振興局 環境生活課（管内市町村分のみ）
- ・ 関係市町村 公害担当課

3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

表 1-14 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

[昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号]

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

* 地域類型 I : 専ら住居の用に供される地域

* 地域類型 II : I 以外で通常の生活を保全する必要がある地域 (商工業の用に供される地域等)

備考 [昭和 50 年 10 月 3 日環大特 100 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」]

- 1 I をあてはめる地域は主として住居の用に供されている地域とし、II をあてはめる地域は工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 2 環境基準の基準値は、次の方法による測定・評価した場合における値とする。
 - (1) 測定は、新幹線鉄道の上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
 - (2) 測定は、屋外において、原則として地上 1.2 メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
 - (4) 評価は、(1) のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
 - (5) 測定は、計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性 (SLOW) を用いることとする。
- 3 当該環境基準は、午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

表 1-15 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ地域

[平成 19 年 6 月 29 日北海道告示第 471 号]

関係振興局	対象市町村
渡島	北斗市、知内町、木古内町、七飯町、八雲町、長万部町
胆振	豊浦町
後志	蘭越町、ニセコ町、倶知安町、赤井川村、小樽市
石狩	札幌市

★環境基準の地域の類型を当てはめる地域図は、下記の場所で確認出来ます。

- ・ 北海道 環境生活部環境局環境政策課 (道庁本庁舎 12 階、札幌市中央区北 3 条西 6 丁目)
- ・ 関係振興局 環境生活課 (管内市町村分のみ)
- ・ 関係市町村 公害担当課